

★事件票作成上の留意事項(少年)

◎一般少年事件事件票

事件票項目	留意事項	作成要領
(1)事件番号	・併合審理した事件について、(15)「本件非行」に係る事件番号が選択されていない。	5
(5)本件行為日	・(15)「本件非行」がぐ犯の場合に、本件行為日が受理日となっていない(非行無しの場合を除く。)。	6 ～7
(9)観護措置	・自府、他庁を問わず、併合された事件(従たる事件)を含めた全事件を通じて、観護措置の有無を入力していない。 ・(11)国選付添人が選任されているが、観護措置が「無」となっている(いずれかが誤りの可能性がある。) ・(17)「本件処分」が少年院送致の場合に、観護措置が「無」となっている(いずれかが誤りの可能性がある。)。	8
(10)試験観察	・自府、他庁を問わず、併合された事件(従たる事件)を含めた全事件を通じて、試験観察の有無を入力していない。 ・試験観察コード符号の選択ミスが多数生じている。 * 特に見落としが多い事例 ・ 試験観察(在宅)決定があり、その後、審判期日外で追加的に補導委託決定(社会奉仕活動や親子合宿等)がされたこと。 ・ 宿泊を伴う補導委託が身柄付き補導委託に該当すること。	9 ～12
(11)付添人	・(9)観護措置決定がされているのに弁護士付添人が「無」となっている(いずれかが誤りの可能性がある)。 ・従たる事件にのみ付添人が選任された事件について「無」となっている(初期値を訂正していない)。 ・付添人が選任されているのに、「無」を選択している。	
(13)検察官関与決定	・自府、他庁を問わず、併合された事件(従たる事件)を含めた全事件を通じて、決定の有無を入力していない。	13
(15)本件非行	・住居侵入及び窃盗のケースで「住居侵入」を選択しているなど、複数の非行がある場合の非行名選択のルールが守られていない。 ・本件非行が「住居侵入」、「ぐ犯」等の場合に、国選付添人が「有」となっている(いずれかが誤りの可能性がある。) ※そのほかにも、本件非行が「遺失物等横領」、「暴行」、「脅迫」、「賭博」、「失火」、「過失致死傷」、「公務執行妨害」、「暴力行為等」、「道路運送車両」、「銃砲刀剣」、「軽犯罪」、「売春防止」、「風俗営業等」、「出入国管理・難民認定」、「毒物・劇物」の場合も同様である。	13 ～15
(20)教育程度	・本件行為日の教育程度が選択されていない。 ・教育程度と行為時年齢が整合していない。	22 ～23
項目全般	・少年システムで事件票を作成する場合には、初期値に注意が必要。	
「ゼロ件報告」について(注)	少年関係月報【4011】表の一般保護事件の既済に計上があるにもかかわらず、送信した事件票がない場合には「ゼロ件報告」を送付する(事件票作成対象を確認)。	2

(注)H31.4.5付け情報政策課参事官事務連絡「裁判統計報告に関する事務処理の報告方法等について」別紙第1の1の(3)イ

※()内の番号は、通達様式上のものである。